

## 第2回山梨県特別支援教育振興審議会 会議録

(平成22年8月12日掲載)

1 日 時 平成22年7月12日(月) 午後2時00分～5時05分

2 場 所 県議会議事堂 地下会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 飯ヶ濱栄治、上杉 宏、尾嶋千恵子、齋藤 章、坂本ちづ子、白戸吉男  
萩原公子、畠山和男、原まゆみ、森 博俊、山口勝弘

(事務局) 学校施設課長、義務教育課長、高校教育課長、  
新しい学校づくり推進室長、教育委員会事務局主幹  
新しい学校づくり推進室室長補佐、特別支援教育担当(5人)

4 傍聴者等の数 1人

5 会議次第

○ 第2回審議会

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
- 4 その他
- 5 閉会

6 会議に付した事案の案件(又は議題)

- (1) 軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方について【公開】
- (2) 特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について【公開】
- (3) その他

7 議事の概要

(1) 議題1「軽度の知的障害に対応した高等部教育の在り方について」

(議長)

それでは、議事に入ります。議題1の「軽度知的障害に対応した高等部教育の在り方について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、先にご質問をいただき、それからご意見をお伺いしますが、ご質問がありましたらお願いします。

(委員：質問)

軽度の知的障害の子どもが中学校から高等学校に進学する際に急激に人数が増加していることを、私たちが検討するのでしょうか。それとも、要因についてある程度事務局で把握しているのかお聞きしたい。

(事務局：答弁)

(高等部段階の子どもが) 増える要因の部分かと思いますが、端的には言えないのですが、

一つは、特別支援教育に対する理解が深まっていること、二つ目として、制度上高等学校には特別支援学級が設けられていないので、特別支援学校の高等部が選択先となっていることなどが原因と考えられます。推計をするに当たり、中学校から高等部への入学者を勘案しています。

(議長)

中学校から高校に行くときに、何が原因で急に特別支援学校高等部の在籍者が多くなるのかについての要因を本審議会で検討するのは、2番目3番目だろうと考えます。増加している状況に対して、子どもたちの教育環境をどのように充実させていくのか。そこに重点を置いて検討していくことが、本審議会の使命であろうと思います。しかし、議論を進めていくためには、ある程度背景を理解しておく必要があると思います。構造的な面で中学校までは特別支援学級があったが、高等学校にはないということがあり、特別支援学級で支援を受けていた環境がなくなってしまう。その受け皿として、子どもをどのように支援したらよいかを考えると、環境を整えることが必要であり、一般の高等学校の中に支援機能を持たせる方向と、特別支援学校高等部に発達に応じた支援機能を持たせる等、大きく分けると2つの方法が考えられます。

現在、高等学校への進学率は義務教育に匹敵するほどになってきました。また、単一障害より重複障害が増えてきたということ、広汎性発達障害と診断される子どもたちや、知的な遅れはないが社会性の発達という面では不適応な状況を想定して支援を行うことが必要である子どもたちの支援の場はどのようにしたらよいかを踏まえながら、子どもの生活環境を緊急度の高いものから考えていかななくてはならないと思います。

増加の原因を検討することが本審議会の目的ではないことを御理解いただき、意見交換の中で理解を深めていただきたい。

(委員：質問)

長い間の教育内容や教育環境が、軽度の障害の子どもたちの問題を生み出してきたということはあるが、それが全てではないと考えています。現状や今後の見通しをこれから語っていきただけのだけれど、何故、増加しているのかということは、議論の余地があるかと思ひ発言をしました。

(委員：質問)

今のことと関わりがあるが、全国的な傾向として特別支援学校の在籍者数が増えていくことは既に出されていることと思います。山梨県の特別支援学校は、具体的にどのような現状なのか。資料集の3ページの21年度特別支援学級卒業児童生徒進路結果調査では、特別支援学校進路先内訳で52名が特別支援学校高等部に入っているが、ふじざくら支援学校が少ない印象を受ける。逆に、かえで支援学校やわかば支援学校は、中学校特別支援学級を卒業した後、入学している。これは、恐らく特別支援学校の通学区域内の高等学校等が軽度発達障害の受け皿になっている可能性があると思います。

山梨県の事情に即して考えると、高等部への進学者の増加は、比率として軽度の知的障害の子どもが多いが、受け皿になる特別支援学校以外の定時制などの高等学校が十分にできているのかという問題を考慮しながら考えていく必要がある。事務局で何か把握していることがあれば、説明をいただきたい。

(事務局：答弁)

高等学校においては、入学者選抜という適格者主義をとっています。各学校で選抜を行い、合格をした子どもが進学をするということで、学力的な部分をクリアしないと高等学校には進学できないという状況はあります。定時制の高等学校においては、現在は働いている人よりも、多様な課題がある子どもたちが入学しています。中には、軽度の知的障害や発達障害があるお子さんもいます。普通科の高等学校の中にも、いろいろなタイプの子どものいます。こういった子どもに支援を行うため、高校においても特別支援教育についての取組みを進めている状況です。

(委員：質問)

なぜ、このような質問をしたのかについてですが、昼間部の定時制高等学校には、不登校を経験した子どももいて、その中には軽度の発達障害の子どもがいるのではないかと聞いています。昼間部の定時制を充実させるという方向があるかどうかは知らないが、特別支援学校で広汎性発達障害等の子どもを受け入れるという方向で高等部を充実させていく場合に、昼間部の定時制との違いをどのようにしていくのが重要だと思います。定時制高等学校も特別支援学校の高等部も、どちらも入ってよいということになると思いますので、選択をするときに、定時制高等学校と違う持ち味を特別支援学校の高等部につくっていくということが、ひとつの視点として必要ではないでしょうか。

(議長)

ありがとうございました。主となる対象としては、軽度の知的障害として話が進んでおり、それに対して特別支援学校の高等部はどうするのかということと、もう一方では、軽度の発達障害への教育的支援をどうしたらよいのか、誰が責任を持って行うのか、指導する教員、物理的な環境としては特別支援学校の高等部がよいのか、昼間部の定時制がよいのか、受け皿としてどのような住み分けをしたらよいのか、全て関係する話なので、念頭に入れながら特別支援学校の高等部の教育の在り方を考えなければならぬと思います。

定時制の場合でも、特別支援学校の高等部の場合でも、軽度の知的障害と発達障害が入り交じっているのが現実だと思います。

このことについて、事務局から何かありますか。

(事務局：答弁)

特別支援学級及び通級指導教室の在籍又は利用している生徒の定時制高校、通信制高校への進学は、特別支援学級から7人、通級指導教室から1人という結果になっています。中学校の通常の学級に在籍し、軽度の発達障害がある生徒が南都留地区の高等学校へ進学しているという数字は把握していません。しかし、ご指摘のように、軽度の発達障害の生徒が進学しているという実態はあると思います。

(議長)

ふじざくら支援学校が前任校の委員の方にお伺いしますが、今の事務局の話について、何か情報はありますか。

(委員)

学校間交流というのがありますが、交流及び共同学習を通学区域内のすべての高等学校と行っているわけではないので、十分な把握をしておりません。ふじざくら支援学校の高等部に入学してくる人数が少ないという実態は、以前からの傾向で、一つは、今のお話のとおりだと思いますが、もう一つは、郡内地域では保健師と医師が協力して、幼少の頃から軽度の障害のあるお子さんを発見するための巡回相談を数年前から実施しています。その結果、早めに障害のある子どもを発見し、小学部の段階からふじざくら支援学校に入学してくるので、中学校、高等学校段階で急に在籍者が増加するということが少ないと考えられます。

(議長)

先程、わかば支援学校の類型の話が出されましたが、高等部の実態をお話してください。

(委員)

かえで支援学校は全校の人数は多いのですが、わかば支援学校の方が高等部の在籍率は高く、高等部の生徒が多い状況になっていると思います。高等部の生徒が増えてきている要因を考えると、先程の話のように中学校まで特別支援学級に在籍していたが、高等学校進学の際の進路

選択が難しく、特別支援学校高等部を選択するということがあります。

昨日、本校のオープンスクールがあり、200人を超える方々が見学に来られる中で、中学校3年生に個別の教育相談を行いました。25人が個別の相談をして今後のことを考えたいといっている状況があります。

特別支援学校に進学するのは、高等学校の進路選択の幅が狭い、高等学校の枠組みの中にそういったものが無いということもあると思いますが、卒業後になんとか就労につなげたいという希望から、特別支援学校で丁寧な進路指導をしてもらいたいと希望された方も多いのではないかと感じています。

このように高等部の生徒が増えているということは、軽度の障害の子どもたちが増えているということで、10年ほど前の高等部では、全体が中度、重度の子どもで、一部軽度の子どもがおり、障害の幅がそれほどありませんでしたが、知的な障害が軽度であればあるほど、中学校の段階で、自分の力を発揮することができず、自己肯定感が持てずに入學する子どもが増えています。また、広汎性発達障害、自閉的傾向がある子どもたちは、対人関係をつくるのが難しく、このような課題がある軽度の知的障害の子どもたちも増えてきており、多様化しています。

一つの教育課程の中で、いくつものグループに分けて行うだけの対症療法的なやり方では現状に追いつかない状況であり、2本立ての教育課程をつくり、子どもたちの実態に対応した取組みを始めて今年で2年目になります。本校の場合は、昨年の高等部1年の入学生から類型化を取り入れ、生活する力をつけていく、職業への力をつけることの2本立てで行っており、来年度までに3年生まで揃うことになっています。教育課程の類型化が本当に子どもたちの力になったか、就労につなげることができたか、就労を目指した人格形成ができたか、という点で検証しているところです。

(議長)

いろいろな試みを行っており、後1,2年経過しないと検証ができないと思いますが、今後情報を提供していただければありがたいです。

保護者の立場の委員の方は、どのようにお感じになりますか。

(委員：意見)

障害のある子どもが増えている現状について、制度の問題で増えていることも確かにあるが、実情としては、平成18年度、小・中学校のみの義務教育段階の全児童生徒数が1,086万人いたものが、平成20年5月1日の時点では、1,079万人と7万人減っている中で、特別支援学校の対象となる生徒は18年度が5万6千人だったのが、20年度では6万人となっています。

特別支援学級の子どもに関しては、18年度では、約105千人だったのが、20年度では124千人となっているとのことで、トータルで言うと18年度は約20万人だったのが、20年度では約234千人、少子化になっているにもかかわらず、これだけ増えてきているということを理解していただきたい。

軽度の障害の子どもたちの保護者の意見として、もっと高いレベルでの教育を望んでいる方が多くいます。重度の障害があり小・中学部から特別支援学校に通っていた子どもの保護者からは、高等部では、小・中学部と比較して面倒を見てもらっていないという不満が出てきます。高等部の場合、障害の多様化が進み、先生方もいろいろなことに対応しなければならないので、保護者の実感として、いわゆる軽度の子どもに手がかかり、重度の子どもに手が回っていないのではないかと不安があります。その不安の基になっているのは、類型化を試行しても、軽度の障害のある子どもへのはっきりした教育課程が定まっていないので、先生方も試行錯誤をされています。ある程度の方向性があれば、先生方も迷わず取組みができると思います。軽度の障害の子どもへの教育を考えることは、重度の子どもへの教育を考えることではないかと考えています。

知的障害の教育を行う特別支援学校に関しては、残念ながら山梨県は後進県であると感じま

す。昨年、全国の代表の方とお話をする際に、生徒数の増加、教室数の不足という議論はできましたが、具体的な内容になりますと、結局山梨が全国に追いついていないという状況がありました。事務局から話があったように、専門学科や類型の取組みがなされていないのが全国で10県だけ、関東では山梨県だけということなので、まずは軽度の障害のある子どもへの対応をしていただいて、重度の障害のある子どもへの対応を充実させて欲しいと考えています。

(議長)

ありがとうございました。別の保護者の立場である委員の方からお話しをお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員：意見)

これまで説明していただいたことは、切実な思いで聴いていました。軽度の障害のある子どもたちがなぜ増えてきているかということ、特別支援教育が始まり、今までは紛れて何とかしていた子どもたちが、特別支援学級に入り支援を受けても、支援が継続できないことにあります。特別支援学級のある高等学校はなく、高等学校も統合されてしまい、通常の学級のお子さんたちも普通科の志望が多く、「いちえ会」の子どもたちも、普通高校に入学し、良い成績を修めている子どももいますが、自閉傾向の子どもは苦勞して普通科で頑張っているのが現状です。しかし、保護者はどのように就労に結びつけていけば良いのだろうと悩みます。思春期になると、自分の意志や希望がありますので、一概にひとつの枠に入れて、進路を決定しなさいということが難しい現状があります。

定時制の高等学校について、うかがった話では、8年間で単位を取れば卒業できますが、卒業自体が目的でその先に繋がっていかない、外部との連携がとりにくい等の課題があるそうです。

山梨県は、高等学校が少ないという印象があります。現在は高等学校の進学率が高く、大学又は専門学校への進学が当たり前のように思っているからこそ普通科志望の子どもが多いと思います。発達障害をもつ子どもたちの進学については、入学前に相談することができず、障害名を隠して入試を受け、入学した時点で高等学校にお願いするというのが現状です。しかし、高等学校に診断名を伝えても、その特徴がわからず、本や資料を渡しても、言葉だけが一人歩きをして、子どもたちが何を困っているのか十分理解されません。保護者がひとつひとつお願いをして、学校側がそれに対応するという状況です。

私は、3年ほど前に、山梨県にそういう高等学校を設立若しくはそういうコースをつくって欲しいと「いちえ会」の意見をまとめて県教育委員会に要望書を提出しました。東京にはチャレンジスクールやフレキシブルスクールの様に、かつてはコースだったものや定時制だったものが様変わりした学校がたくさんあります。それらの学校を視察していただいて、山梨県に取り入れて欲しいという思いがありました。

今日、お持ちしました資料については、私の意見や「いちえ会」の意見だけだと限定されてしまいますので、数字の根拠としてお持ちしました。2008年6月に全国LD親の会から発行されたものです。全国にあるLD親の会の会員調査をした報告になっています。(全国LD親の会の資料を基に説明)

この資料を参考に、県教委や審議委員の方に分析していただき、方向性をつくって欲しいと思います。

(議長)

医療関係の委員の方、ライフサイクルという観点から、今までの話を聞いて、医療的ケアも含めて何かご感想、ご意見がありますか。

(委員：質問)

軽度発達障害、知的障害が多様になっていて、一概に切り離せないことが難しいと感じています。保護者の方が希望するのは、新しい特別支援学校ではなくて、一般の学校に配慮をして

欲しいというケースが多いのです。やはり保護者の方の思いは、普通の学校で普通の生活を送りながらサポートして欲しいという気持ちが強いと感じました。

質問ですが、ひとつの形態として、県は「高等養護学校」まで考えているのかどうか、また「類型化」についてですが、多様性に応じて類型し、教育を行っているのが類型化であり、その延長線上に職業訓練に力をいれて行るのが、新たな教育課程だと考えてよいのでしょうか。

(事務局：答弁)

高等養護学校は、現在「高等特別支援学校」といわれるものです。高等部単独設置校が高等特別支援学校であると捉えてください。高等特別支援学校も、普通科と職業科に分かれています。

資料を見ていただくと分かるように、北海道が圧倒的に高等支援学校の設置形態をとってきた経過があります。それ以外の県については、発達障害の子どもさんに対する対応として新たな高等支援学校をつくっている形態をとっています。

ここでの提案は、普通科だけでなく、いわゆる軽度の障害の子どもに対して職業的な自立を目指した職業教育の教育課程を取り入れることを目指しており、その設置の形態までは踏み込んで提案はしていませんが、いずれにしても職業教育に重点を置いた学校又は学科が必要という考え方です。

類型とは、特別支援学校の場合と高等学校の場合では全く共通しない部分もあるかもしれませんが、一般の高等学校でいえば、普通科はあくまでも普通科であり、商業科は専門学科になります。普通科の中にも文系、理系があり、それを類型と扱う場合があります。また商業科の中でも、情報処理系とサービス系という形でコースをつくる場合があります。指導の内容や目的をより特化した形で設定するようなイメージで考えていただければよいと思います。

(委員：質問)

子どもの資質で分けるというよりも、希望で分けるという理解で良いでしょうか。

(事務局：答弁)

特別支援学校の場合は、自立活動を中心としたコースと、教科別の指導を中心としたコースに分ける場合も類型としてとらえられます。その場合は、希望だけでなく生徒の実態や将来の進路に応じて教育課程を編成することになります。

(議長)

ありがとうございました。就労という観点から、本日の議題の内容について、就労関係の委員の方からご意見をいただきたいと思います。

(委員：意見)

提供していただいた資料の中にも進学について様々な保護者の希望がありますが、最終的には就労に結びつくと思います。そのような段階になったときには、知識の獲得だとか、社会への適応能力などについて勉強をさせなければならないということになるのですが、進学ということで就労への課題を先送りにしていくのではなく、学校教育の中でどのような能力をつけていく必要があるのか考える必要があると思います。自立して社会の中で生きていくための教育訓練を行っていくことが必要だとするはずで、先送りの教育ではなく、現状を見据えた、将来を見据えた教育を行っていく必要があると思います。

(議長)

ありがとうございました。大切なご指摘が何点かありました。学校教育の中で進学というのが問題の先送りになっているということが印象的でした。結局、最後はどこで誰が子どもの幸せのために関わるのかという問題があり、結果的に進学に関わる様々な課題に手をつける必要があると思います。全国LD親の会の資料を見ても、狭い意味での教科の学習への支援と、職

業自立、社会自立への支援を行う必要があるが、きめ細かい支援を行っていかなければならないと思います。そのようなことを考える中で、小・中学校に係る委員の方から何かご意見はありますでしょうか。

(委員：意見)

先程のお話を聞いていて、支援が行き届かないという話がありましたが、高次脳機能障害の子どもが進学先を探すのに大変苦勞をした経験があり、軽度の知的障害の生徒については、ある程度の提案がされていますが、LD等の生徒をどのように支えたら良いのか気になっています。

(議長)

同じようなご経験をされている方はたくさんいると思うのですが、別の教育委員会関係の委員の方からご意見はありますか。

(委員：意見)

義務教育の小・中学校を巡回視察などしていますが、教員は、勉強はしているのですが、専門的な知識がありません。LD等の発達障害の子どもたちが増えている中で、とまどっている教員が多いのです。本日の論点からはずれるかとも思いますが、義務教育の人事異動に際して特別支援学校の先生のハウツーは小・中学校に降りてきません。特別支援学校と小・中学校、高等学校との交流はほとんど無いのです。

昨年度の庁内検討委員会のまとめを見ますと、優れた教員の確保が特別支援学校、特別支援学級ともに重要とあります。特別支援学校以外の通常の学校でも悩んでいる教員が多く、研修が必要だと思います。子どものいる時間に研修を行うことは指導に影響を与えるので、いつ、どのような形で研修を行うことが良いのかについても考えさせられました。教師への支援体制として、受講しやすい体制を考える必要があると思います。

教員がつぶされないような支援体制を検討していただければありがたいと考えています。

(議長)

ありがとうございました。最初にご発言いただいた委員の方から何か付け足しでご発言はありますか。

(委員：意見)

私たちは、暮らしを支えたり、生活を支えたりしていますが、4、5年ほど前から、特別支援教育の課題と同様の状況が出てきています。知的障害、身体障害、自閉症、精神障害などの様々な方々が、制度が変わってサービスが使えるからということで（施設を）使っています。その中で専門性の問題が施設職員にも出てきています。専門性については、大学のカリキュラムの在り方や職場における職員養成の在り方が問われます、しかも、人手不足の現場で人の入れ替わりも多いということや、短時間労働者への保障もしなければならないといった大変な状況です。

いろいろな選択肢があっても良いと思うのです。2つだけの選択肢ではなく、3つ4つと多様性を備えた多機能型の入所であったり、通所であったり、施設も多様化しています。学校も多様化していると思います。類型化や高等特別支援学校の問題、更に一般の学校の中にあるいろいろな選択肢があっても良いのではないかと思います。知的障害の学校の施設が足りないということであれば、盲学校、ろう学校の空いているところをどのように使うのか。また寄宿舎の問題として、ショートステイやデイサービスの場として使うことも考えるべきではないでしょうか。

(議長)

ありがとうございました。本日ご欠席をしています委員の方のコメントを預かっていますので、そのポイントをご紹介します。  
(議長がコメントを代読)

高等部教育の在り方について、「家族支援」を念頭に入れて検討を行って欲しい。家族支援に関係し、対症療法的な発想でのシステムの構築ではなく、ライフサイクルの見通しをもって検討をすべき。地域で生き生きと暮らすことができる社会の構築、個人差に応じた生活環境や教育環境が必要。軽度の知的障害の子ども達は専門性の高い人間が必要であり、慣れた人、慣れた場所、慣れた作業が必要である。

(議長)

軽度の知的障害に限定して物事を進めていくだけでなく、発達障害等の知的障害のない子どもたちや青年たちに共通して求められることは、生活に必要な教科の学習を行うことであるとともに、生活技術も学習すべきであり、就労に適応的なスタンスで取り組めることが求められます。知的障害、発達障害にこれらは共通して言える話であると思います。

両方の子どもの話が混在していましたが、個性に応じて、実態に応じて、発達課題に応じた取り組みが必要であると考えます。

本県としては、軽度の知的障害への就労支援として、就労や社会参加への指導に重点を置いた学習環境をつくる必要があると考えます。知的な遅れだけでなく、発達障害の方々にも同じように教育の機会を提供しなければならない。

高等部教育の在り方は、発達障害、就労支援も念頭に入れて新しい方向性で検討するということが良いでしょうか。

(委員：意見)

就労を意識して高等部の教育課程を多様に準備し、場合によっては専門学科を設けていくという方向性に異論は無いのですが、就労につなげた進路保障をどのように高等部が確保していくのかということに対して、期待は相当強いと思われます。反面、就労の問題を高等部の教育内容の創設だけで解決しようとしても難しいのではないのでしょうか。特別支援教育の考え方からも、学校だけで何とかしようという発想とは違うわけです。

特に、特別支援教育の場合は、移行支援やアフターケアなど、就労後の具体的な支援の動きもチェックすることが必要だと思います。子どもが社会の中で自立して生きていくために、働いていくために、どのような支援のシステムをつくる必要があるのかも検討する必要があり、教育課程の検討と、就労支援への移行と両面を具体的に追求していただきたい。

(委員：意見)

山梨県に就労生活支援センターは3カ所しかありません。職場適応訓練、家庭の問題への支援、自立支援協議会の動きも十分ではないので、教育単独でなく、みんなで進めていただきたいと考えます。

(議長)

教育課程だけでなく、出生から亡くなるまでのライフサイクルの中にネットワークの図式はありますが、地域支援としては何が必要なのか、継続した支援をするためにはどうしたらよいか、学校教育の在り方を検討する際に、地域支援の在り方、家族支援の在り方の構図の中で高等部教育の在り方を検討する必要があると思います。

(委員：意見)

軽度の知的障害に対する高等部教育の在り方について、その背景を理解していただきたいのは、特別支援学校に上の学校はないので、3年間の内に社会へ出るためのスキルを学ぶ必要があるということです。スキルを学べば一般就労することができる軽度の障害の子どもも、施設利用をしている状況があり、軽度の知的障害のある子どもの保護者からは、高いレベルの教育

をして欲しいという要望があるのです。単純に軽度の子どもと重度の子どもを分けるのではなく、いろいろな選択肢の中で多様な教育をもっと充実させていただきたいという気持ちから高等特別支援学校の設置を要望します。保護者としては、専門的なことも学ばせてあげたい。山梨では、専門学科などの取組みがなされていない現状なので、是非とも軽度の子ども達への教育課程を確立してもらえれば、保護者も安心すると思います。

(議長)

ありがとうございました。方向性としては認めていただいたと確認をさせていただきます。ここで10分間の休憩に入ります。

～ 休 憩 ～

## (2) 議題2 「特別支援学校寄宿舎の今後の在り方について」

(議長)

会議を再開します。議題の2の「特別支援学校寄宿舎の今後の方向性について」、事務局から実情と問題提起をお願いします。

(事務局：資料により説明)

(議長)

ありがとうございます。特別支援学校の寄宿舎の利用の仕方が時代とともに変化し、通学保障の利用は減ってきていること、しかし、通学保障の機能は維持しなければならないということ、状況に応じていくつかのパターンで試行的に寄宿舎を有効利用しているという説明でした。通学保障は維持しつつも、有効利用のための工夫はどのようなものか、どのような有効利用が可能かということです。

事務局からの提案は、生活自立を支援する体験学習の場として、今までにない寄宿舎の利用の仕方を検討していきたいというものです。利用者が減少したから、施設が余ったからどのようにするのかという話ではなく、高等部の教育との関連で、寄宿舎を利用する価値があるのではないかという発想の下でご意見をうかがいたいと思います。ただ今の説明につきまして、まず、ご質問がありましたらお願いします。

(委員：質問)

今ある寄宿舎の有効利用の方向でお話をさせていただきます。親として子離れができず、高等部の現場実習で一定期間の宿泊を経験しないまま卒業する子どももいます。寄宿舎については、生活自立を支援する場として、例えば、学校において全ての生徒ではなくても、寄宿舎での宿泊体験を一週間でもさせる等の経験を積ませるなどの有効活用をする方向で検討してもらいたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。先程の説明の中で、全泊者が減少している現状の中で、寄宿舎未設置校の生徒のための地域エリアでの活用について、もう少し詳しく説明いただきたい。

(事務局：答弁)

実際には、高等部の現場実習等において、寄宿舎の施設を使いながら体験宿泊しているケースが多くなっています。このような場合、例えば、ろう学校の寄宿舎で宿泊を経験する、現場実習で通勤する際に甲府支援学校の寄宿舎に宿泊し通勤するなどの活用が考えられるかと思っています。

(委員：質問)

あけぼの支援学校は寄宿舎が無いのですが、どのように考えれば良いのですか。

(事務局：答弁)

あけぼの支援学校は、あけぼの医療福祉センターに入所している子どもが対象の学校として設置された経緯があるため、寄宿舎が設置されていません。

(議長)

寄宿舎を利用してショートステイ、サポートセンターの出前出張の場であるとか、直接、学校教育とは関係がないかもしれませんが、幅広い福祉活動の拠点としての寄宿舎の利用については、事務局はどのように考えていますか。

(事務局：答弁)

基本的には、寄宿舎指導員が配置され、教育的範疇の運営を考えています。たとえば、ショートステイ等は、寄宿舎の利用としては考えていません。

(議長)

わかりました。この課題を誤解の無いように確認をする必要がありますが、施設が空いているのだから多目的に利用したらよいという発想ではなく、高等部の宿泊体験学習の場にしたり、実習の職場に通勤する練習をさせたりする場などのように、あくまでも教育活動という枠組みでの活用ということで確認をいたします。

(委員：意見)

寄宿舎の教育的機能を活用することについては賛成です。高等部の軽度の知的障害の子どもが寄宿舎に入舎することで力をつけることは、重要であると思います。単なる通学保障ではなくて、教育的機能に着目し、寄宿舎を特別支援学校の財産にするべきであると思います。

その際に注意すべき点があると思います。子どもたちが、寄宿舎に帰ったら、寄宿舎指導員が別の生活訓練のカリキュラムを用意し、子どもが起きている間は教育詰めにされることは良くないと考えます。寄宿舎が持っている教育的機能は何かを、丁寧に考えた上で利用することが大切ではないでしょうか。寄宿舎は通学保障の場ではあるが、同年齢、異年齢の集団の生活の場でもあると思います。そのような生活の場が持っている教育的な働きとは何かを丁寧に考え、例えば、文化的な活動を位置づけた生活の場を考えるなど、寄宿舎の教育的機能を考えていかないと、第2の学校で生活訓練を受けることになり、本来の寄宿舎の教育的機能を果たせないのではないかと思います。

(事務局：答弁)

寄宿舎の現状について、設置校の校長から説明をしていただきたい。

(委員)

本校の寄宿舎は、入舎希望者が多く、断っている状況があります。12畳程度の和室に、夜は子どもが5、6人で寝ています。

寄宿舎指導員として生活訓練をしながら集団主義的なやり方ではなく、子どもたちの主体性を生かしながら指導をしています。早く学校に慣れて生活を送れるようにすることや、新しい仲間との出会う場にもなっています。知的障害の子どもたちの教育の場として非常に大切と考えていますので、前半の高等部教育と関連して考えていかなければならないと思います。

生活を通して学ぶ子どもたちなので、教育課程だけでは学びきれない内容を学ぶ場が寄宿舎であると思います。特に軽度の障害の子どもたちは、学ぶ力も、自立する力もありますが、生活経験をしない場合が多いように思います。「支援される人」として過ごしてきているため、本

当の意味の自分の力を知りません。学校でも自分の持っている力を分かるように教育しますが、寄宿舎でも十分にそのようなことができます。

高等部の通学生が卒業後の生活自立を目指して体験的な宿泊を希望しても、本校の寄宿舎では舎生数が満杯状態のため、受け入れることができない状態です。このため、現場実習の期間に福祉施設に対して宿泊体験を依頼し、ご協力いただいています。特別支援学校に設置されている寄宿舎の機能を見直し、全県的な視点で活用を図る必要があると思います。特に知的障害教育校の高等部における自立と社会参加に向けた取組みについては、寄宿舎の生活指導の充実が必要です。

(議長)

ありがとうございました。学校では体験できないような生活経験を寄宿舎ではできると思います。寄宿舎での生活経験を通して、学校との違いを明確化していくことで、寄宿舎を持っていない学校の子どもにも提供していくことが大切になると思います。日中の学校教育からは得られない経験を整理して考えていけば良いと思います。

(議長)

知的障害の学校の話は出ましたが、盲学校の寄宿舎の状況はどうでしょうか。

(事務局：答弁)

盲学校は、子どもというより、成人の方の利用が高くなっています。全泊の割合は高等部専攻科がほとんどで、中学部は1人という状況です。曜日泊でも中学生が2人で、後は、高等部生です。小学部2人が放課後利用のみとなっています。

(議長)

隣の甲府支援学校の寄宿舎とのコーディネートはどのようになっていますか。

(事務局)

同じ建物に1階と2階で独立した形の運営になっています。甲府支援学校の食堂を寄宿舎生が利用しているので、食事の場所は、両校の寄宿舎生が一緒になります。

(議長)

トラブルはないのですか。

(事務局：答弁)

現状の運営においては、問題はあがっておりません。

(委員)

盲学校は全盲の理療科の成人の方がいるので、学習室を設置するなどの国家試験に向けたニーズがある学校です。甲府支援学校は、肢体不自由なので障害の程度から寄宿舎に入舎することが難しくなっている状況もあります。そういった実態の違いから、一緒に生活する場面をつくりにくい、全盲の方と肢体不自由の方の動線がクロスすると事故が起こり易いこと等から、一緒に生活することには難しい状況があります。

寄宿舎としていろいろな開放の仕方を考えていくためには、盲学校の寄宿舎には生活体験室等の施設もあるので、盲学校の人たちだけでなくいろいろな人が利用できると良いと思います。

(議長)

管理上の問題はありますが、いろいろな個性をもった方々がいろいろな生活体験ができる場として寄宿舎をアピールする必要があるかと思います。

寄宿舎の在り方として、有効利用ができるような工夫、ひとつの学校の寄宿舎として限定せず、また日中の学校教育とは違う教育ができる場として、事務局からの提案にあるような寄宿舎

の有効活用として、広い意味の教育活動の目的に沿うような利用の方向性をお認めいただければと思いますが。よろしいでしょうか。

(議長)

その他で、事務局から何かありますか。

(事務局)

特にありません。

(議長)

委員の方々から何かありますか。(特に委員からの発言なし)

(議長)

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。(議事終了)

---